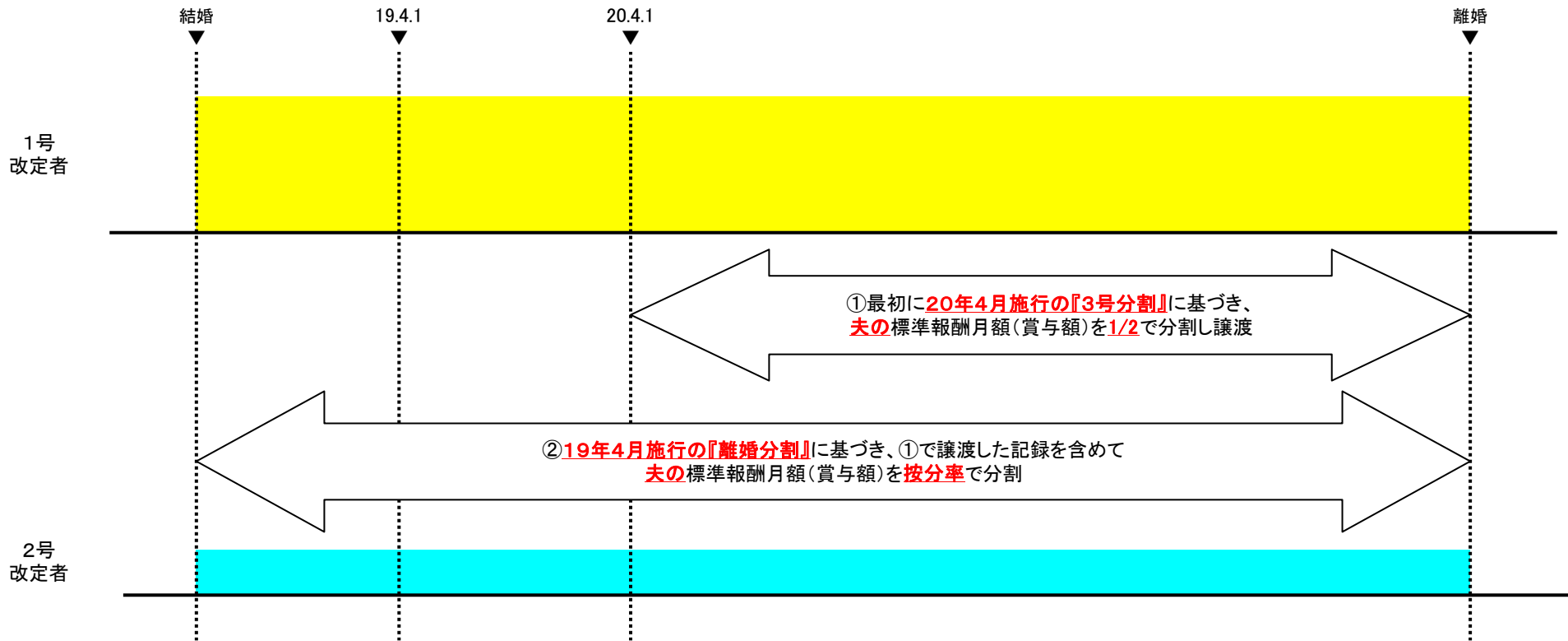


- 2号被保険者期間
- 3号被保険者期間
- 譲渡期間

離婚時の年金分割方法について



20年4月以後の3号分割を含めた離婚分割時(離婚分割時に3号分割期間がある場合を含む)は最初に3号分割により1号改定者の標準報酬総額を按分率50%で譲渡したのち、譲渡記録、1号及び2号改定者の標準報酬総額を合算し改定率を算出した上で分割を行う

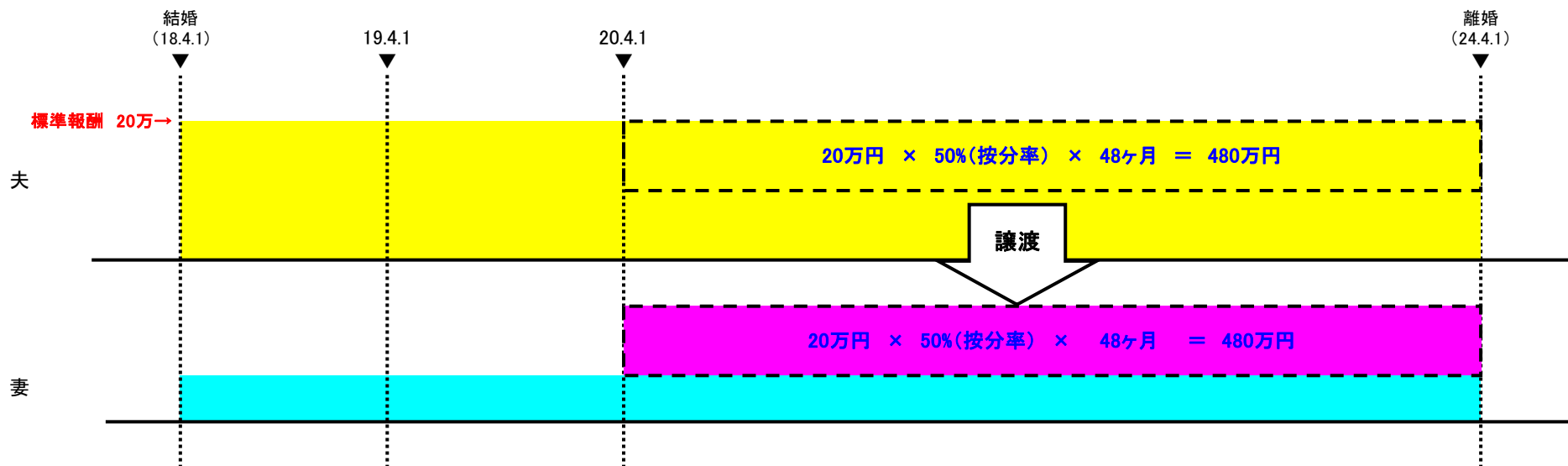
(注1) お互いの取り分を算出(次ページ以降で解説)した結果、被用者年金記録を譲渡することとなる方が1号改定者となる。

(例)妻は全て3号被保険者期間、夫は全て2号被保険者期間で標準報酬月額20万円、按分率40%の場合の分割方法

※この場合、妻に2号被保険者期間がないことから、妻が夫に譲渡する期間はないため、妻が2号改定者、夫が1号改定者となる。

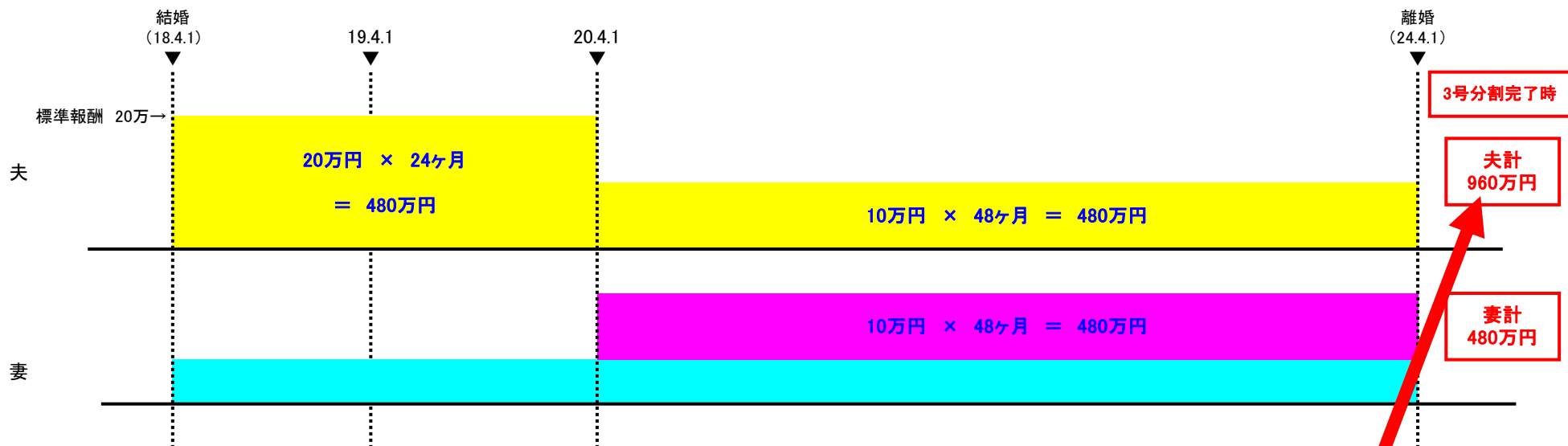
●最初に、3号分割分を按分率50%(法定)で譲渡する

- 2号被保険者期間
- 3号被保険者期間
- 譲渡期間



- 2号被保険者期間
- 3号被保険者期間
- 譲渡期間

●次に、譲渡記録、1号&2号改定者の標準報酬総額を合算し、夫婦又は裁判所が決定した按分率で譲渡する



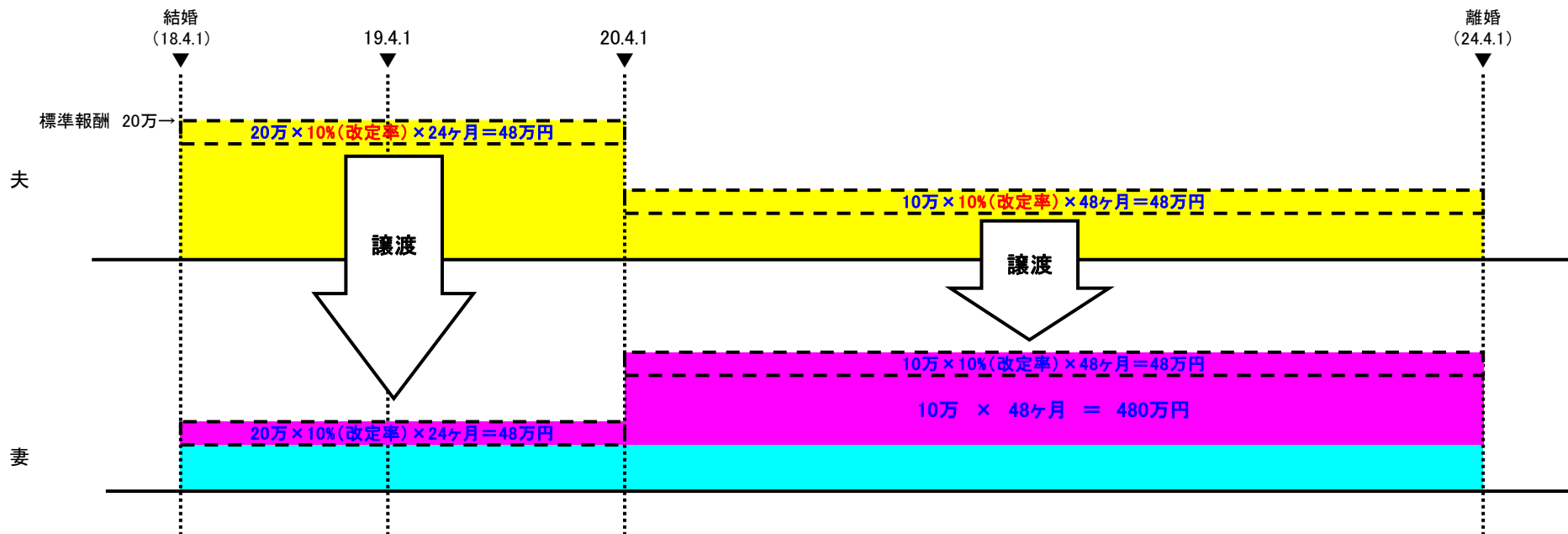
譲渡記録、夫及び妻の標準報酬総額・・・1,440万
按分率・・・40%
＜年金分割により譲渡すべき夫婦お互いの取り分＞
・妻の取り分・・・1,440万 × 40% = **576万円**
・夫の取り分・・・1,440万 × 60% = **864万円**

本来、夫の取り分は864万円であるが、3号分割が完了した時点の報酬総額は960万円であるため、差分の96万円をさらに妻に譲渡する必要がある。これは平成19年4月施行の離婚分割に基づき譲渡することとなるが、次ページ以降にその差分の譲渡方法を記載する。

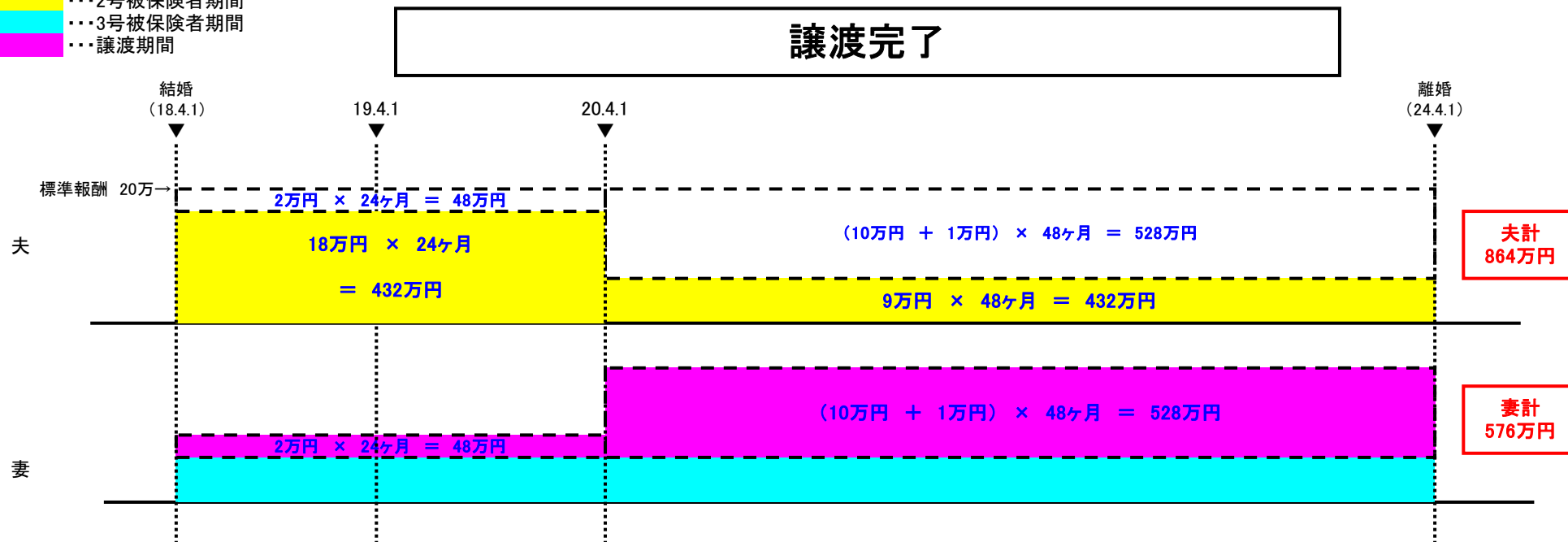
- ・・・2号被保険者期間
- ・・・3号被保険者期間
- ・・・譲渡期間

●離婚分割による譲渡は改定率により譲渡する

前ページのとおり、按分率を元に求めた本来の夫の取り分は864万円であるが、3号分割が完了した時点での夫の報酬総額は960万円である。したがって、差分の96万円をさらに妻に譲渡する必要がある。按分率で求めた本来の夫婦お互いの取り分にするためには、3号分割完了後の報酬総額からあと何%譲渡すべきかを求めたものが**改定率**である。この割合は、本来の第1号改定者の取り分と3号分割が完了した時点での第1号改定者の報酬総額との差分を元に逆算する形となり、
 『(差分の報酬総額) / (3号分割が完了した時点での夫の報酬総額)』
 で算出する。
 今回のケースをこの式に当てはめると、96万円 ÷ 960万円 = 0.1となるため、**改定率は10%**となる。
 全ての期間にこの改定率である10%を乗じて記録を譲渡する。



- ...2号被保険者期間
- ...3号被保険者期間
- ...譲渡期間



※ 18年4月～20年3月までの期間

①離婚分割による譲渡

$$\text{標準報酬月額}(20万) \times \text{改定率}(10\%) = 2万円を譲渡$$

※ 20年4月～24年3月までの期間

①3号分割による譲渡

$$\text{標準報酬月額}(20万) \times \text{按分率}(50\%) = 10万円(譲渡記録A)$$

②離婚分割による譲渡

$$3号分割後の標準報酬月額(10万) \times \text{改定率}(10\%) = 1万円(譲渡記録B)$$

『①(譲渡記録A)』+『②(譲渡記録B)』の合計額を譲渡

(注2) 各月の標準報酬月額が異なる場合であっても考え方は同じである。

例えば、改定率が10%で、18年4月～19年3月までの標準報酬月額が20万円、19年4月～20年3月までの標準報酬月額が22万円の場合は

18年4月～19年3月: $20万円 \times 10\% = 2万円$ 19年4月～20年3月: $22万 \times 10\% = 2万2千円$ を譲渡することとなる。

(注3) 賞与額も分割対象であり、その場合も考え方は同じである。

(注4) 夫婦ともに3号期間が存在する場合や夫婦ともに2号期間が存在する場合も考え方は同じである。

i まず、一方の3号期間に他方の2号期間を按分率50%でお互いに譲渡する

ii 次に夫婦の報酬の合計額と夫婦又は裁判所が決定した按分率を元にお互いの取り分を算出し、被用者年金記録を譲渡する方を1号改定者として改定率を求める。

iii iiで求めた改定率元に譲渡する。